

様式第1号

遠藤・押口集落「集落営農ビジョン」

作成日：平成24年 2月 1日

修正日：平成24年 8月21日

市町村名	伯耆町	組織名	農事組合法人 伯耆の郷
1 地区の範囲 西伯郡伯耆町遠藤・ <small>おとえくち</small> 押口地区			
2 地区の概要			
水田面積		40.89 ha	
主な水田栽培作目		水稻、飼料稻、自家用野菜	
農家数		61 戸	
認定農業者数		2 経営体	
地域水田農業ビジョンの担い手数		2 経営体	
3 組織化の目標（設立時期の目標は、事業実施年度内とする。） ・設立時期（規約等の制定日）【平成22年3月2日】			
	組織形態（該当形態に○）	構成農家数	
【現状】事業開始年度 (24年度)	・未組織 ・作業受託型 <input checked="" type="checkbox"/> 協業経営型	30戸	
【目標】事業開始翌年度 (25年度)	・共同利用型 <input checked="" type="checkbox"/> 協業経営型	30戸	
注1) 集積率の目標値を現状より高い数値に設定することが困難な場合、構成農家数の増でも可。			
4 集積率（経営、機械の共同利用及び作業受託）の目標			
項目	24年度 【現状】	25年度 【目標】	
集積面積 A	18.56ha	21.02ha	
対象水田面積 B	38.81ha	38.81ha	
集積率 A/B	47.8%	54.2%	
注1) 集積率の目標は、50%超が採択要件。 注2) 集積率の目標は、原則として現状よりも高い数値を設定すること。 注3) 集積面積の詳細は、別表「集積目標（実績）一覧」により作成。			

I 集落営農に対する基本方針(自由に記載)

【集落農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針】

1 担い手の明確化及び水田利用集積目標

(1) 遠藤集落と押口の概要

- ・遠藤集落は伯耆町の北部に位置し、米子市に隣接したほぼ平坦な地形の水稻栽培を中心とする集落で、ほとんどの農家が兼業農家である。
- ・押口集落は遠藤集落に隣接した集落で、立地条件はほぼ遠藤集落と同じである。
- ・近年は農業者の高齢化が進んで、両集落とも農地の受け皿となる経営体が無かつたことから、一部の優良農地は集落外の経営体に利用権設定がおこなわれていたが、利用権設定まで至らない農地については、耕作放棄地という形で散見され始めている。

(2) (農)伯耆の郷の概要

- ・上記の状況を打破し、集落の農業の活性化を目指して、平成22年3月に遠藤集落の28戸の組合員の出資により、「農事組合法人伯耆の郷」を設立。
- ・「組合員の農作業の軽減及び農業経費の削減を図り、高齢化に伴う耕作放棄地の発生の抑制及び既存の耕作放棄地の解消をしていく」が法人の基本方針。
- ・この基本方針を実現のために、平成22年度から多様な集落営農支援事業に取り組み、平成22年度に米の乾燥調整施設、平成23年度には4条コンバインの導入を行なった。

(3) (農)伯耆の郷の水田利用集積の実績

- ・当初は遠藤集落内の収穫をメインとした作業受託を中心に集積を行う計画であったが、予想以上に集落内の潜在的なニーズとして利用権設定の要望が多く、平成23年度の集積実績は、利用権設定面積8.60ha（当初計画の約2倍）で、収穫を中心とした作業受託面積は6.74haとなった。
- ・平成24年には、遠藤集落外の法人に利用権設定を行っていた水田約3.3haが集落に返還され、当法人に利用権設定され、平成24年の集積実績は利用権設定面積が11.88ha、作業受託が6.68haとなる予定である
- ・法人の構成員も、当初の28戸から30戸と2戸増加する予定である。

(4) 今後の(農)伯耆の郷の水田利用集積目標

- ・平成24年の遠藤集落内の作業受託面積約6haは、数年後には法人の利用権設定に移行していく予定であり、集落内で水稻を作付けている部分19.1ha（飼料稻0.24haを含む）についてはほぼ100%法人に利用権を設定していく計画である。
- ・周辺集落（一部米子市の集落）からも、収穫を中心に作業受託の要望が寄せられており、米子市も活動エリアに入れるように、今年の4月に定款を変更した。
- ・特に、遠藤集落の近隣集落の伯耆町押口からは作業受託だけでなく利用権設定の要望も多くなっていることから、平成25年からは、遠藤集落だけでなく押口集落を含めて水田面積の集積を行う計画を進めている。
- ・現在のところ、担い手である(農)伯耆の郷が利用権設定をした場合の、生産調整の配分の考え方の整理が、法人と集落の間でまだ不十分なので、平成25年度は収穫の作業受託で集積に取組む予定である。
- ・生産調整の配分の整理が付けば、(農)伯耆の郷が押口集落の作業受託している水田を利用権設定への変更を進めていく予定である。
- ・将来的（3年後）には、(農)伯耆の郷の水田の利用集積面積は約30haを目標にしている（利用権設定面積は伯耆町押口、米子市水浜、米子市河岡集落を含めて、25ha程度）。

※このように、(農)伯耆の郷は遠藤集落内だけでなく、伯耆町内・米子市南部でも担い手として必要不可欠な組織として認知されていると自負している。

2 水田作付計画、生産調整の方針・具体策

(1) 水稻作付けについて

- ・法人の設立以前の集落内の水稻は、個々の農家の作付けでコシヒカリが栽培面積の大

半を占めて収穫時期が集中していたが、法人の設立後は米卸業者とも積極的に取引を行い、法人の利用権設定した水田の品種構成は、作業効率だけでなく、米卸業者の販売ニーズにも応えていけるように、コシヒカリを中心にながらも極早生のひとめぼれから中生品種のきぬむすめまで作付けるなど考慮している。

- ・さらに、今後増えてくる利用権設定される水田の作業の効率を考え晩生品種のみつひかりを栽培し、収穫作業を10月下旬まで行う計画も検討中である。
- ・平成23年産米の(農)伯耆の郷の出荷袋数1,213袋のうち、直接販売は954袋と全体の7.9割を占めており、今後も直販率を上げていくように新たな取引先を確保していく計画を建てている。
- ・また、直接販売の新たな取組として(農)伯耆の郷のブランド米にすべく、一部の水田で地力増進作物のレンゲを綠肥として活用し、エコファーマーの認定や特別栽培米の計画も進めている(平成25年から実施予定:平成27年目標面積:10ha)

(2) 生産調整の方針

- ・集落内の主な生産調整は、自家用の野菜と自己保全管理が中心であり、その他、地力増進作物0.1haと飼料稻0.24haで実施しているが、まだ、平成24年産は法人では生産調整としての飼料稻には取り組んではない。しかしながら、今後利用権設定の面積が増大していけば、法人として飼料稻や飼料米に取り組んでいく必要があると考えている。
- ・その他、法人の生産調整の方策として、アスパラガス(面積:10a)をはじめとする市場性の高い水田栽培作物に取り組んでいる。
- ・また、自己保全管理の水田は既に水路の管理ができておらず、水稻の栽培が難しいところもあり、それらの水田を有効活用するために、今年秋から小麦の栽培にも試験的に0.6ha程度取組む予定であり、県内の製パン業者との契約栽培も視野に入れている。
- ・これらの取組によって、法人経営の安定化や構成員の增收を図り、後継者にとって魅力のある農業を目指している。

3 農業用機械施設の効率利用

(1) 現在までの整備状況

- ・法人設立を機に、平成22年度に格納庫兼共同作業場、事務所を設置した。
- ・平成22年度から各種補助事業に取り組み、平成22年度に米の乾燥調整施設(30石乾燥機他)、平成23年度には4条コンバイン、トラクター(53ps)を導入した。

(2) それぞれの機械の利用状況

○トラクター(53ps)

- ・耕運、代かき作業は、主として法人の利用権設定面積を想定して、法人構成員の個人所有のトラクターを貸借しての利用を計画していたが、利用権設定面積が予定よりも増大し、能力不足が予想されたため、事業で導入した。
- ・平成23年は耕運・代かき作業とも9ha余りだったが、平成24年は耕運・代かき作業とも12ha半ばの計画になっており、順調に面積が増加。

○コンバイン(4条)

- ・作業受託の中核をなす機械として導入。
- ・平成23年実績は15ha、平成24年計画は18.3haと順調に利用面積が増加

○乾燥施設(乾燥機30石他)

- ・法人内での収穫作業は、原則として法人が利用権設定して直売を行う部分は乾燥機を使用し、その他の作業受託部分はJAの共同乾燥施設を利用する方針である。
- ・当初の利用権制定(直売関係)の計画面積(4.14ha)は30石の乾燥機で対応可能だとの目論見であったが、平成23年の利用権設定の面積が当初の2倍以上になった。
- ・そのため、平成23年は乾燥機の能力以上の対応が必要となり、一部を近隣の

大規模経営体に委託したが、それでも刈り遅れによる品質低下が見られた。

- ・米の直接販売は、昨年の東北の震災以来順調であり、今後も現在の30石の乾燥機の能力以上に卸業者からの要望がある見込である。

(3) 今後の機械等の利用計画について

○ラジコン動噴

- ・これまでの水稻防除は、集落全体でラジコンヘリコプターに委託をしていたが、天候や作業の順番により防除適期を逃したり、予約制のため病害虫の発生がしていない防除が不必要な水田にも農薬を散布してしまう等、作業的にも経費的にも問題があった。
- ・ラジコン動噴を導入することによって、防除適期を逃さずに防除が必要なところにスポット的に散布することができるため、農薬の使用量を抑えることができ、これから計画をしているエコファーマーや特別栽培米への取組に向かいやすくなり、法人の米の直販率の向上にもプラスとなる。

○乾燥機(50石)

- ・平成23年において、既に法人が利用権設定をしている面積(8.6ha)の現品種構成では、30石の乾燥機は能力を超えており、平成24年に利用権設定面積(11.8ha)の処理は不可能である。
- ・また、平成24年産米は既に、米卸業者より1700袋の要望が来ており、30石の乾燥機だけでは直販部分もまかなえない状況になっている。
- ・先にも記載した押口集落を含めた数年後の利用権設定目標面積25haのうち数haは転作として飼料米に取組む必要はあると思うが、それらの利用権設定を行った水田については直販を進めていく計画であるため、20ha程度の面積については直販と保有米の対応が必要となり、50石規模の乾燥機が新たに必要となっている。

4 世代交代、組織の後継者育成に関する方針

- ・組織の後継者については、現在のところ集落内の定年退職者等の就農を促している。
- ・パソコン等の情報機器を活用することによって、営農情報のデータベース化やそれらのデータに基づいた営農管理を行うと共に、現在は、主となって作業をしている経験に基づいた農業を行える人材が元気な内に、農作業マニュアルを整備して、農作業未経験者が農業に取り組みやすい環境整備を整えていく。
- ・将来的に、米の直売等が軌道に乗り、常時雇用として雇えるだけの利益が上がるようになれば、若い従業員の雇用も考えて行きたい。

II 農業用機械施設の整備方針

1 機械施設の整備計画

機械施設名	規格能力	台数等	金額(円)	導入予定期月	本事業による導入機械に○
トラクター	53馬力	1台	7,100,000	24年3月	○
糀乾燥機	50石	1台	2,000,000	24年8月	○
自走式 ラジコン動噴	8Ps	1台	857,143	24年8月	○